

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

浜田市の総人口は、近年の国勢調査においては、昭和60年(1985年)の72,529人をピークとし、その後は年少人口(0歳～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)の減少により、人口減少が続いている。令和7年(2025年)1月末時点での住民基本台帳に基づく浜田市の総人口は48,485人、高齢化率は38.57%となっている。

人口減少、高齢化が進行する中、市内事業者の大多数を占める中小企業は、農林水産業、製造業、サービス業など多様な業種が地域経済と雇用を支える重要な役割を担い、地域の発展と市民生活の向上に大きく貢献しているが、人手不足、後継者不足等の問題に直面している。

特に、後継者問題については、平成29年に実施した「事業承継に関するアンケート調査」結果で、60歳代以上の経営者の割合が68.6%を占める一方で、「後継者が決まっていると回答した企業」は19.7%に留まり、「自分の代で清算・廃業するつもりと回答した企業」は42.2%にもなっており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況にある。

したがって本市では、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業を増加させるため、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定するものである。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、県西部の中核都市としてさらに経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

る。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要があることから本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。

したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。